

別冊

工事概要書（東京センター電気温水器更新工事）

- 1 工事の概要
管理棟、宿泊棟における電気温水器（14台）の更新工事
- 2 工事場所
東京都渋谷区西原2-49-5
独立行政法人国際協力機構 東京センター 管理棟、宿泊棟
- 3 工事期間
 - (1) 工期 発注日～2019年3月29日(金)
 - (2) 施工日時 平日または土日祝の昼間とする。
- 4 仕様、取付工事について
 - (1) 規格等
 - ・既存型式（管理棟4台）（日本イトミック(株)製）
EW-20N4AJL-BT 3φ200V2 25kW
 - ・既存型式（宿泊棟10台）（日本イトミック(株)製）
EW-45N4AJR-BT 3φ200V4 4.5kW
 - ・参考型式（管理棟4台）（日本イトミック(株)製）
EWR20BNN315B0 3φ200V1.5kW
 - ・参考型式（宿泊棟10台）（日本イトミック(株)製）
EWR45BNN330B0 3φ200V3.0kW
 - (2) 機器設置工事に関し、取付工事、配管工事、設置機器の必要に応じてはコンセント工事、既存機器撤去廃棄物処分、養生・清掃等を含む。
 - (3) 経費に関しては上記作業費の他、消耗品・雑材費、交通運搬費、現場雑費、諸経費等を含む。
 - (4) 使用する水・電気は、無償提供する
 - (5) 工事関係者用に駐車場を無償で用意できる。
 - (6) 施工にあたり事前に担当者との綿密に協議し、騒音・振動・異臭等の発生がされる作業及び資材等の搬出入は、担当者の承認を得ることとする。
 - (7) 施工にあたり事前に空調設備業者との綿密に協議し、工事を実施すること
 - (8) 工事期間中、当センター関係者、利用者の安全には十分注意すること。これらとの間でトラブルが生じた場合は、警備を通じて担当者に連絡して解決を図ること。
 - (9) 工事関係者が現場以外の施設内に立ち入る際は、担当者の承認を得ること。
 - (10) 当センターの業務により、作業実施の制約が発生する場合がありますので、施工に当たっては必ず事前に担当者との調整し相互に協力して進めること。
 - (11) 既存建物、物品等に損傷を与えた場合は、担当者に報告のうえ、復旧、修理すること。
 - (12) 工事施工に関して、本仕様書の記載が無い事項は、原則として下記によるものとする。
 - ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（機械・電気設備工事編）（平成28年度版）
 - ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（機械・電気設備工事編）（平成28年度版）
 - ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準図」（機械・電気設備工事編）（平成28年度版）
- 6 提出書類等について
提出書類の表紙には、工事件名、目次、施工年月日、施工業者名を表記し社印を押して提出する。
 - (1) 施工計画書（工事概要、工事工程表、緊急連絡網）
 - (2) 工事写真（工事前、中、竣工。カラー）
 - (3) 工事完了届

以上